

議案第 13 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和 50 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「記録」を「記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。))」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第 7 条中「記録」を「記載」に改める。

第 8 条第 1 項第 3 号中「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。))」を削り、同項第 7 号中「記録」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 13 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人のうち、意思能力を有すると認められる者については印鑑登録が可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。